

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－1 幼児、児童、生徒

①公立学校における受入体制の整備

(小中学校課／高等学校課／特別支援教育課)

<p>国 基本方針</p>	<p>○外国人児童生徒等の公立学校における受入・支援体制を充実させるため、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた着実な改善を進めるとともに、日本語指導補助者や母語支援員の養成、活用など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また、初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等を推進する。</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で日本語指導が必要な児童生徒は、ここ数年は20～40人程度と絶対数が少ない状況(平成30年5月時点では34人) ・現在、日本語指導教員は、小学校に2名(2校)、中学校に1名(1校)の配置体制で、校内で指導を実施 ・高等学校での受入実績が少なく、日本語指導が必要な場合は、学習支援員等で対応 ・その他、国際理解・国際親善教育は各学校で実施。R3年度に1人1台タブレットが整備されるため、ICTを活用した取組は可能
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教員に係る義務標準法による基礎定数の算定は、対象児童生徒18名(小中別)に対し1名(H29より10年かけて段階的移行)となっており、その他必要数を加配として要望。県内では対象の児童生徒数が少ないが、基準を参考に配置 ・1校に対象者が複数いない学校が多く、それぞれに日本語教員を配置して対応することは困難 ・日本語指導教員が配置されている高知市は、巡回指導での対応も考えられるが、配置されていない郡部では、個々の実情に応じて対応せざるを得ない状況
<p>委員からの質問・意見</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 子どもたちが散在しているが、子どもたちに十分な日本語教育ができるように、指導員・教員の確保を希望 (折田委員) ② どの市町村でも日本語支援の対応ができるように、複数人で巡回指導に行くというようなチーム体制づくり (折田委員) ③ 高校でも日本語教育の指導補助員のような方の配置を要望 (池委員)
<p>回答</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①実態としては、日本語指導が必要な児童生徒が少数在籍する学校からの配置要望があるものの、定数上の限りがあり全てに配置することは困難な状況である。国に対しては、引き続き加配の充実を要望していきたい。(小中学校課) ②県内外の巡回指導の事例を収集し、市町村へ情報提供することで、市町村内での巡回指導のチーム体制づくりに役立ててもらおう。(小中学校課) ③学校から要望があれば配置について検討したい。(高等学校課)
<p>施策の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒等の公立学校における受入人数に応じて、国の配置基準に沿った教員配置を行うとともに、本県の郡部の実態に応じて、国へ加配の要望を行う。 ○市町村教育委員会に対しては、県内外の事例の情報提供を行うとともに、個別事例の相談等があれば指導・助言を行う。
<p>具体的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国の配置基準に沿った加配教員の配置、国に対する加配の要望 (小中学校課) ○市町村教育委員会に対する情報提供や個別事例の相談等への対応 (小中学校課／高等学校課／特別支援教育課)

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－1 幼児、児童、生徒

②日本語指導教員等の資質能力の向上

(教育政策課(教育センター)/小中学校課)

国 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成等の支援を行う。特に、幼児教育段階においては、幼児期の発達の特性に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。 ○ 障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供に係る支援について学ぶことのできるよう必要な措置を講じる。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象の児童生徒数が極めて少なく、他の研修項目に比べニーズも少ないため、県内の研修実施機関である教育センターでは、日本語指導に関する研修は未実施 ・ 国や関係機関が実施する研修あり
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象の児童生徒数が極めて少なく、研修による体系的な人材育成までには至らず ・ 母国語や日本語習得状況が多様である現状では、学校現場で個々の実情に応じて対応している状況 ・ 「国の基本方針」で行うと示されている、研修の充実や、研修指導者の養成等の支援、幼児期の指導の取組、特別支援教育教員への措置の詳細が不明
委員からの質問・意見	<ol style="list-style-type: none"> ① 先生方も外国人をどういうふうに入れたいかわからない全ての学校で日本語支援ができるように、教員の研修の中に組み入れることを希望 (折田委員) ② 日本語支援教師がチーム体制を組み、指導方法などの情報共有が必要 (折田委員 寄本委員) ③ 先生のネットワークをつくり、オンラインで勉強会をするなどの仕組みづくり (市川委員)
回答	<p>①他の優先課題も多くあり、県内事例も少ないため、日本語指導に関して教員研修に組み入れることは現時点では難しい。研修の必要のある教員に対しては、国等が実施・支援する研修の受講の活用を促す。 (小中学校課)</p> <p>②③県の学習支援プラットフォーム内に日本語指導関係者が交流する部屋を設け、チャット機能による情報交換や国・県内外から収集した実践事例を掲載することなどにより、教員同士が学べるようにする。 (小中学校課)</p>
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語指導の教員間で資質能力の向上を図るため、国等が実施・支援する研修の活用や教員同士がお互い学び合うしくみを提供する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の実施する研修等や支援を活用 (教育政策課(教育センター)/小中学校課) ○ 外国人児童生徒を取り巻く環境や日本語指導に関する現状について研修を実施 (教育政策課(教育センター)) ○ 学習支援プラットフォーム等ICTを活用した教員同士が学び合うしくみづくり (教育政策課/小中学校課)

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－1 幼児、児童、生徒

③就学機会の確保

(幼保支援課／小中学校課／高等学校課／特別支援教育課)

国 基本方針	○ 全ての外国人の子供の就学機会が確保 されることを目指し、行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、 地方公共団体における就学状況の把握 や 保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進 する。また、就学機会の確保のために、 地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定 する。
現状	・外国人の子どもの就学状況の把握等について、 各学校・地域(市町村)において特に問題等が発生した事例もなく、適切に対応がされているものと認識
課題	—
施策の方向性	○日本における生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、 外国人の子どもに対する就学機会の提供を進める。
具体的な取組	○市町村及び市町村教育委員会による就学状況の把握や保護者への情報提供の促進（幼保支援課／小中学校課／高等学校課／特別支援教育課） ○県立高校の入試情報のホームページ公開（高等学校課）

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－1 幼児、児童、生徒

④将来を見通したキャリア教育等の実施

(小中学校課／高等学校課)

国 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校、高等学校において、将来を見通した進路指導が提供されるよう、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。 ○ 公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮について、充実が図られるよう促す。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領では、全ての生徒に対し、キャリア教育を推進することとなり、各学校で取組を実施 ・ 明德義塾では、数百人規模の外国人留学生在籍し、ほぼ全員が卒業後の留学・進学等を目指した教育を提供 ・ 帰国・外国人生徒への入学者選抜試験での特別な配慮(ルビなど)を行うことは、各中学校からの申し出等により、必要に応じて対応 ・ 特別定員枠等の設定は、現状多くの県立学校で入学しやすい現状もあり、近年ではこうしたニーズを聞いていない状況
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別定員枠の設定は、他の受験生との公平性や入学後の学習レベル、入学後の支援体制等の状況もあり、個別の学校単位で安易に設定することは困難
委員からの質問・意見	<ul style="list-style-type: none"> ① 親が日本の教育体制を知らない。基礎的な知識(高校卒業後の進路、国公立の違い、経済的負担など)をわかりやすく教えることも必要 (折田委員) ② 非常に能力があっても、日本語ができないために高校受検で不利となった事例あり (池委員)
回答	<ul style="list-style-type: none"> ①外国人等に限らず全ての子どもに対して、中学校の段階から、職業に必要な能力や資格、進学・就職時の経済支援制度、各高等学校の学習活動などの情報を生徒と保護者にわかりやすく提供するなど進路指導の充実を図っている。(小中学校課／高等学校課) ②日本語に不安がある方については、中学校や県・市町村の教育委員会において相談に応じるとともに、高校受検ではルビを振るなどの対応を行う。(高等学校課)
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人等に限らず全ての子どもたちが、「経済的自立」を意識した将来の進路指導をできるだけ早期に認識し、そのために必要な学力や職業能力、社会性等を身につけて希望の進路が実現できるよう、キャリア教育や進路指導の充実を図る。 ○ 帰国・外国人生徒への入学者選抜試験における特別な配慮(ルビなど)は、状況に応じて対応する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なロールモデルの提示やキャリア・パスポートの効果的な活用のしくみづくり (小中学校課／高等学校課) ○ 将来の自立に向けた進路選択ができるよう、進路指導のさらなる充実 (小中学校課／高等学校課)

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－1 幼児、児童、生徒

⑤国際理解・国際親善教育の環境づくり

(小中学校課／高等学校課／私学・大学支援課／国際交流課)

国 基本方針	○ 学校における <u>日本人を含むすべての児童生徒等</u> が我が国の言語や文化に加えて、 <u>多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら、学びあえるような環境づくりの取り組みを促進</u> する。
現状	・ 学習指導要領にのっとり、各学校において国際理解・国際親善教育を推進
課題	—
施策の方向性	○ <u>学習指導要領に基づき、外国語の学習を通して</u> 、様々な国の文化と我が国の文化との共通点や相違点に気付き、言語や文化に対する関心を高め、尊重できる態度を育成することで、 <u>広い視野から国際理解を深め、国際協調の精神を養う</u> 。
具体的な取組	○ 全ての学校において国際理解・国際親善教育を推進(学習指導要領に基づき実施) (小中学校課／高等学校課) 【参考】外国語活動…小学校3・4年生：週1時間 / 外国語…小学校5・6年生：週2時間・中学校：週4時間 ○ 国事業を活用して高校生の国際交流に係る費用に対する支援の実施 (高等学校課／私学・大学支援課) ○ ALTの配置や国際交流員による出前講座の活用 (高等学校課／国際交流課)

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－1 幼児、児童、生徒

⑥夜間中学の活用

(高等学校課／国際交流課)

国 基本方針	○ 全ての都道府県や指定都市に <u>少なくとも一つの夜間中学が設置</u> されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じて <u>その促進を図る</u> 。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年4月から本県初の夜間中学（公立中学校夜間学級）を開設</u> ・ 外国関係の方の修学が1名あったが、日本語指導は不要な状況
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入学対象となる外国人の掘り起こし</u>。ただし、夜間中学では、中学校教育を受けていない者が対象であること、日本語教育のみを提供するものではないことなどの条件が合致することが必要 ・ <u>入学者の中で日本語支援が必要な場合が発生した場合は、課題の把握や支援策を検討する必要</u>
委員からの質問・意見	① 東京の夜間中学のように、日本語ゼロの方を一年間日本語教室で教えてから入学する体制が準備できれば（折田委員）
回答	①他の自治体同様に、義務教育の未就学者については本県の夜間中学においても現在受入れており、中でも、外国籍で日本語が十分できない方には、外部関係機関と連携して日本語習得を目的とした補習等を行っているところ。今後、ニーズを見ながら体制の見直し等も検討していく。（高等学校課） また、入学前にその他の方法（地域の日本語教室や事業者での日本語教育など）で日本語を学ぶことを呼びかけたい。（国際交流課）
施策の方向性	○公立中学校夜間学級の円滑な運営及び充実により、 <u>本県で義務教育を受けていない外国籍の方などを対象に、学びの場を提供する</u> 。
具体的な取組	○公立中学校夜間学級の教育活動の充実（高等学校課）

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－2 留学生

①大学留学生に対する日本語教育等

(商工政策課／雇用労働政策課／私学・大学支援課)

国 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。 ○ 専修学校が日本語教育機関及び産業界等との連携によって留学生への日本語教育や卒業後の国内定着の支援等を行う、留学生受入れモデルの構築を推進・支援する。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・(高知大)留学生を対象にした「ビジネス日本語」や「コミュニケーション日本語」の授業を実施 ・(工科大)「ビジネス」に特化した日本語教育は未実施、学士課程の留学生を対象に日本語の授業を実施 ・(県立大)「ビジネス」に特化した日本語教育は未実施、留学生の一部を対象に日本語補講クラスを開講
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・(工科大・県立大)卒業後、国内(県内)に就職する留学生は各年1～2名程度と県内就職につながらず
委員からの質問・意見	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業団体などとタイアップした、一人一人の適正に応じて就職できるようなインターンシップのプログラムなどの実施(中川委員)
回答	<ul style="list-style-type: none"> ①大学生向けに実施している就職支援事業を活用していただくとともに、留学生が県内企業に就職するにあたって求められる技能や知識等のニーズを把握し、必要とされる施策を検討していく。(雇用労働政策課)
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の大学等や企業と連携し、留学生の県内就職につなげる取組を実施する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○就職支援コーディネーターによる学生(留学生を含む)からの就職に関する相談対応。また、インターンシップや県主催の就職活動関連イベント情報の提供(商工政策課) ○県内企業が外国人に対して求める技能や知識などのニーズを把握し、大学等と情報共有(雇用労働政策課) ○県内企業と連携し、留学生等に県内企業等に対する理解を深める機会を創出(雇用労働政策課)

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－2 留学生

②専修学校留学生に対する日本語教育等

(雇用労働政策課／私学・大学支援課)

国 基本方針	○ 専修学校が日本語教育機関及び産業界等との連携 によって留学生への日本語教育や卒業後の国内定着の支援等を行う、 留学生受入れモデルの構築を推進・支援 する。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の専修学校4校に、計48名が在籍(2020年) ・ 国際デザインビューティカレッジは、日本語学科を有しているがその卒業生の多くは国内・県内の専門学校・大学等に進学 ・ 県内の医療、介護の専門学校では、一定レベルの日本語力を有した留学生を受け入れており、卒業後は県内での就職を想定
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職に当たっては、日本語教育だけではなく、日本式のマナーや文化などの理解・専門用語の習得等が必要
委員からの質問・意見	① 企業団体などとタイアップした、一人一人の適正に応じて就職できるようなインターンシップのプログラムなどの実施 (中川委員)
回答	①留学生が県内企業に就職するにあたって求められる技能や知識等のニーズを把握し、必要とされる施策を検討していく。(雇用労働政策課)
施策の方向性	○ 県内の大学等や企業と連携し、留学生の県内就職につなげる取組を実施する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内企業が外国人に対して求める技能や知識などのニーズを把握し、大学等と情報共有する。(雇用労働政策課) ○ 県内企業と連携し、留学生等に県内企業等に対する理解を深める機会を創出する。(雇用労働政策課)

柱 1 県内における日本語教育の機会の拡充－ 3 被用者

①職場内でのコミュニケーション促進

(雇用労働政策課／経営支援課)

国 基本方針	○ 日本社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーション を行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに、企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。
現状	・高知県中小企業団体中央会では、 令和2年度から事業所担当者向け日本語指導法研修を実施
課題	・外国人受入れに関する課題について事業所へのアンケートでは、「 日本語でのコミュニケーションがとりづらい(46.4%) 」、「 社内の受入れ体制の整備(25.3%) 」等の意見あり
委員からの質問・意見	<p>① 外国人に日本語能力を上げてもらうという一方通行ではなく、コミュニケーションを深める職場の体制づくり（古木委員）</p> <p>② 土佐弁がわからなくて困っている外国人も多数（標準語の指導）（アユ委員）</p> <p>③ 事業者の45%が日本語教育の支援を行っていない。事業主への一層の啓発と、取り組みへの支援をお願いしたい（勝賀瀬委員）</p>
回答	<p>①日本語の教え方、コミュニケーションの必要性など、特に、企業の経営者や教育担当者向けの研修会を開催し、働きやすい職場づくりを目指すとともに、外国人材の定着につなげていく。（経営支援課）</p> <p>②上記①の研修で、外国人にわかりやすい日本語によるコミュニケーションをとるよう伝えるとともに、ガイドブックによる周知などの方法により事業主に啓発していく。（雇用労働政策課）</p> <p>③職場におけるコミュニケーションに関する支援は、上記回答のとおり *日本語教育の事業者への支援は、次の項目</p>
施策の方向性	○ 職場内で日本人と外国人双方による効果的なコミュニケーションが行える働きやすい職場づくり を目指し、 事業主への支援や啓発を行う。
具体的な取組	<p>○各企業の経営者や教育担当者向けに、生産性向上と職場のコミュニケーションに関する研修会の実施（経営支援課）</p> <p>○外国人にわかりやすい日本語によるコミュニケーションに関する啓発（雇用労働政策課）</p>

柱 1 県内における日本語教育の機会の拡充－ 3 被用者

②職業訓練としての専門的な日本語習得

(雇用労働政策課／環境農業推進課／木材産業振興課／漁業振興課)

<p>国 基本方針</p>	<p>○ 事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。 事業主が技能実習生に対し、日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材開発等の支援を行う。</p>
<p>現状</p>	<p>【全般】・ 個別の事業主単位では、その職務(OJT)を通じた日本語習得が主。また、技能実習生受入団体で実施している場合あり ・ 県中小企業団体中央会では、技能実習生を雇用する事業主に対して支援事業を実施(高知県→中央会の間接補助事業) 【漁業】・ 県内の受入団体の技能実習生については、高知県外国人漁業研修センターで一括して受入時に研修 ・ 県では、同研修センターが行う入国後講習(日本語や日本文化等)に係る経費を支援 【農業】・ 早期技術習得を図るため、県では、写真や動画を多用した簡単な日本語又は母国語による農作業マニュアルの作成を支援</p>
<p>課題</p>	<p>・ 事業所アンケートでは、雇用後の行政に対する要望では「日本語教育に対する支援(41.9%)」が最も高い結果 ・ 県内では、技能実習生に対する日本語教育は受入団体が入国直後に行うことが多いが、個別の事業主単位でどこまで行われているかは不明 ・ また、県外の受入団体を經由した技能実習生への日本語教育については、詳細不明 ・ 技能実習生の増により、行政がすべての事業主ごとに日本語教育の支援していくことは限界あり</p>
<p>委員からの 質問・意見</p>	<p>① 事業者の45%が日本語教育の支援を行えていない。 事業主への一層の啓発と、取り組みへの支援をお願いしたい(勝賀瀬委員)</p>
<p>回答</p>	<p>① 県中小企業団体中央会事業として、技能実習生を雇用している事業者と日本語学習を支援する団体とのマッチングを行い、日本語教師を派遣する支援を実施している。 しかし、現状の方法では、 ・ 専門的な日本語というより、一般的な日本語学習の支援となっていること ・ 支援を希望する事業者が増えたときに対応が難しいこと ・ 専門的な知識・技能の習得は、各業種ごとに異なること などに課題がある。</p>
<p>施策の方向性</p>	<p>○ 専門的な日本語の習得に関しては、個別の業種ごとに状況や内容が異なるため、関係する部署においてニーズの把握や国の支援制度や教材開発などの状況をみながら、受入団体等関係者と連携・協力して支援を検討・実施する。</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>○ 個別業種ごとの支援の検討・実施 例 (農業分野)外国人材が理解しやすい作業マニュアルや動画の作成(環境農業推進課) (水産分野)外国人漁業研修センターでの研修支援(漁業振興課)</p>

柱 1 県内における日本語教育の機会の拡充－ 3 被用者

③看護・介護人材への日本語教育

(医療政策課 / 地域福祉政策課)

国 基本方針	<p>○経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する日本語学習機会を提供する。</p> <p>○看護・介護分野において、外国人が当該専門分野に関する日本語能力の向上を図る場合の受入施設に対する支援や外国人に対する研修等の実施、外国人等が介護の日本語学習を自立的に行うための教材開発・運用等の支援を行う。</p>
現状	<p>【介護】・介護施設等が実施する外国人材等への日本語や専門知識等の学習支援への助成</p> <p>【医療】・日本語能力の習得と候補者を受け入れる施設の研修支援体制を充実させるために、医療提供体制推進事業費補助金の助成</p>
課題	<p>【介護】・対人業務であるため、利用者や職員とのコミュニケーションや介護記録など日本語能力の一層の向上が課題</p> <p>【医療】・日本語でのコミュニケーションがとりづらく、多言語での業務マニュアルや研修テキストがない等が課題</p>
施策の方向性	<p>○国の助成・支援制度を活用して、専門分野に関する日本語能力の向上のための研修の実施や教材の提供等を支援する。</p>
具体的な取組	<p>○日本語能力の習得と候補者を受け入れる施設の研修支援体制を充実させるための医助成事業による支援の継続 (医療政策課)</p> <p>○介護施設等が実施する外国人介護人材等への日本語学習支援への助成(地域福祉政策課)</p>

柱 1 県内における日本語教育の機会の拡充－ 4 地域の日本語教育

①地域における日本語教育の推進体制

(国際交流課)

<p>国 基本方針</p>	<p>○都道府県が行う、総合調整会議や総括コーディネーターの設置、日本語教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進する。</p> <p>○地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県国際交流協会では高知日本語サロン、南国市国際交流協会等と協力し、市町村での日本語教室の立ち上げを支援 ・在住外国人の多い市町村から教室開設を打診し、協力が得られる市町村から実施 ・県国際交流協会では、やさしい日本語の普及のため、セミナーを実施 ・国からの情報提供は、市町村や県国際交流協会に共有しているが、県からボランティア団体への情報共有なし
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総括コーディネーターや行政(県・市町村)と関係団体との情報交換・調整を行う場(会合など)は、現状なし ・日本語教室の開設・継続には、市町村の協力体制が不可欠だが、主体的に取り組む市町村は少数(多くの市町村では日本語教育のニーズ把握ができておらず、必要であるとの認識が高まっていない。) ・大学や専修学校等、地域の日本語教育に関わる団体等との連携が不十分
<p>委員の意見</p>	<p>①行政側にコーディネータのような立場の担当者を希望(尾中委員)</p> <p>②市町村が中心となって地域の実情に応じて進めていき、県や関係団体等がしっかり連携・サポートしていくことが重要(勝賀瀬委員)</p>
<p>回答</p>	<p>①県全体の地域日本語教育を総括する専門的な人材として、県または県国際交流協会への「総括コーディネーター」の配置を目指す。</p> <p>②県は、管内の在住外国人や事業者を対象とした実態調査を市町村と連携して実施し、地域の実情を踏まえた日本語教室の開設を支援する。また、市町村や関係団体等による情報共有等を目的とした総合調整会議を実施し、地域と連携・支援するための体制の構築を目指す。</p>
<p>施策の方向性</p>	<p>○県・県国際交流協会は、市町村及び民間団体(ボランティア等)と協力し、新しく設置を目指す総合調整会議や総括コーディネーターの活用を図りながら、日本語教室の開設・運営や先進的な取組への支援、ボランティア等の人材育成などに取り組むための日本語教育の総合的な体制を構築する</p>
<p>具体的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総括コーディネーターの配置による日本語教育の推進 ○総合調整会議による関係者との情報共有

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－4 地域の日本語教育

②日本語教室の開設、空白地域への対応

(国際交流課)

国 基本方針	<p>○日本語教室が開催されていない市町村(空白地域)に対して、専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。</p> <p>また、空白地域を対象に先進事例等を紹介する協議会を開催し、日本語教室の開設・運営についての協議の場を提供する。</p> <p>さらに、空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材(ICT教材)の開発を進め、提供を行う。</p>
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が関与する日本語教室は5カ所(加えて、R3年度に2市が準備)。この他、高知市内では、県国際交流協会が日本語教室を実施 ・新規開設に当たっては、県国際交流協会のスタートアップ支援事業において、アドバイザーの派遣によるボランティアの育成や開設後のフォローアップ等の支援を実施 ・県国際交流協会では、オンライン教室を開始(R3.3月～)。また、国等から提供されたオンデマンド教材や本県オリジナルの土佐弁講座等を同協会ホームページ上で公開
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市以外の外国人からもアクセスしやすい、身近な地域での教室が必要 ・多くの市町村では日本語教育のニーズ把握ができておらず、必要であるとの認識が不足 ・地域(市町村単位)の日本語教室の増を踏まえ、県国際交流協会が実施する日本語教室(対面・オンライン)の目的・役割等についての整理が必要 ・地域の日本語教室、オンライン教室を持続可能な形で運営するための支援体制が不足
委員からの質問・意見	<ol style="list-style-type: none"> ①地域住民と外国人をつなぐ場として、東部各地で教室が増えることを希望(今井委員) ②高知市も教室が中心部だけなので、色々なところがあれば通いやすい(尾中委員)
回答	<ol style="list-style-type: none"> ①東部の中では、まず、在住外国人の多く、日本語教室がない香美市、香南市などで開設の呼びかけ・支援を行っている。 また、その他の市町村でも実態調査を行い、その結果を踏まえて開設の呼びかけ・支援を行っていく。 ②高知市内は在住外国人が県内で最も多く、ニーズがあるとの話も聞いている。高知市においても実態調査を行い、その結果を踏まえて高知市に協力を求めていく。
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○在住外国人が多く、日本語教室が開催されていない市部を中心に呼びかけ・支援を行う。また、市町村への開設の呼びかけに当たっては、管内の在住外国人や事業者を対象とした実態調査を県と市町村で連携して行い、その結果も踏まえて拡大・推進を図る。 ○日本語教室の空白地域に在住するなど、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人のために、オンライン日本語教室やオンデマンド動画などICTを活用した学習の場を提供する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○管内の在住外国人や事業者を対象とした実態調査の実施 ○市町村での教室開設・運営に向けたスタートアップ・フォローアップ支援 ○オンライン日本語教室などICTを活用した学習の場の提供

柱 1 県内における日本語教育の機会の拡充－ 4 地域の日本語教育

③先進的な取組への支援

(国際交流課)

国 基本方針	○NPOや公益法人、大学等が取り組む、地域の実情や外国人等の状況に応じた 日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援 する。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・県国際交流協会では、日本語教育等を実施している先進団体に対し、助成事業を実施 <R2補助概要> 補助団体…南国市国際交流協会、高知日本語サロン 補助内容…地域の日本語教室開催に係る研修費、教材費、旅費等
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、上記補助制度を利用している日本語教育関係団体は2団体しかなく、取組(補助)内容についても常態化 ・日本語教育に関して先進的な取組に特化した支援メニューは現状なし
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">施策の方向性</div>	○NPOや公益法人、大学等が取り組む、日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">具体的な取組</div>	○日本語教育に関して先進的な取組に特化した支援(補助)の実施

柱1 県内における日本語教育の機会の拡充－4 地域の日本語教育

④地域の日本語教育を担う人材育成

(国際交流課)

国 基本方針	○行政や地域の関係機関（経済団体、大学、日本語学校、NPO等）との連携や日本語教室の企画・運営の中核を担い、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の地域における日本語教室は、専門性を持たないボランティアが中心となって運営 ・県国際交流協会が、高知日本語サロンや南国市国際交流協会に所属する有識者をアドバイザーとして派遣し、地域のボランティア団体を支援 ・県内に、国の定義する「地域日本語教育コーディネーター」は未配置だが、上記のアドバイザーがその役割に該当
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で日本語教育を担うボランティアの確保及びスキルアップ ・アドバイザーを担える能力・経験を持つ人材の確保及びスキルアップ
委員からの質問・意見	①日本語教室の持続的な運営のためには地域に根ざしたボランティアの育成、質の向上が課題（尾中委員）
回答	①県国際交流協会が実施する研修事業等を通じて、地域で日本語教育を担うボランティアの育成・スキルアップを図っていく。 加えて、その支援を行うアドバイザーに対しても、スキルアップの支援を行う。
施策の方向性	○地域で日本語教育を担うボランティアや、その支援を行うアドバイザーに対して、必要な研修等の支援により、人材の育成・スキルアップを図っていく。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの育成・スキルアップ等の研修の実施 ○アドバイザーへの研修支援